

## 和光大学自己点検・自己評価委員会規程

### (設 置)

第 1 条 和光大学（以下「本学」という。）に自己点検・自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (目 的)

第 2 条 委員会は、和光大学学則第 1 条第 2 項の規定に基づき、本学の教育理念・目的及び社会的使命を達成するために、その活動状況について不断に自ら点検・評価を行い、その結果に基づく改善に努め、もって本学の教育研究活動の質を保証し、その向上を図ることを目的とする。

### (構 成)

第 3 条 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 大学院研究科委員長
- (5) 教学支援ディレクター
- (6) 学生支援ディレクター
- (7) キャリア支援ディレクター
- (8) 図書・情報館長
- (9) 入試委員長
- (10) 地域連携研究センター長
- (11) 事務局長

2. 前項に定める委員のほか、学長は委員会の議に基づき、必要と認めた者を委員に加えることができる。

3. 委員会は、必要に応じて構成員以外の教職員の参加を求めることができる。

### (委員長等)

第 4 条 委員会に委員長を置き、学長がこれに当たる。

2. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

### (審議事項)

第 5 条 委員会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事項を審議する。

- (1) 自己点検・自己評価の基本方針及び自己点検・自己評価項目の策定に関すること。
- (2) 自己点検・自己評価の実施、組織及び体制に関すること。

- (3) 各組織の自己点検・自己評価の統括及び検証に関すること。
- (4) 自己点検・自己評価報告書の作成及び公表に関すること。
- (5) 自己点検・自己評価の結果に基づく全学的な改善施策に関すること。
- (6) 前号に基づく改善施策の進捗に関すること。
- (7) 認証評価に関すること。
- (8) その他委員会が必要と認める事項

(実施方法)

第 6 条 第 3 条第 1 項第 3 号から第 1 1 号までに掲げる委員は、それぞれ所管する組織において年度ごとに自己点検・自己評価を行い、その結果を委員会に報告する。委員会は、この報告をもとに全学的な立場から自己点検・自己評価を行う。

(自己点検・自己評価の結果)

第 7 条 委員会は、自己点検・自己評価の結果について、外部の学識経験者等に意見を求めることとする。

2. 自己点検・自己評価の結果は、前項に基づく外部の学識経験者等からの意見を含め、委員会が取りまとめた上で、学長の責任において公表するものとする。公表の時期、方法及び範囲については、委員会に諮った上で、学長が決定する。

(担当部課)

第 8 条 委員会に関する事務は、企画室がこれを所掌する。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、委員会及び教授会の議を経て、学長がこれを行う。

付 則

この規程は平成 6 年 3 月 9 日から施行し、平成 5 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 1 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 1 9 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 2 8 年 1 1 月 4 日から施行し、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は平成29年12月1日から施行する。

和光大学自己点検・自己評価委員会実施委員会実施細則（平成28年4月1日施行）は  
廃止する。